

厚生労働大臣が定める揭示事項

2026年6月1日 現在

I. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

〔管理者氏名〕

医療機関名：医療法人 徳洲会 北谷病院
管理者の氏名：院長 仲間 直崇

〔診療担当医師〕 仲間直崇、岩田智治、宮城和史、伊波潔、玉城政弘

与那覇健、石川守

〔診療科〕 内科・外科・小児科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科

〔診療時間〕 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日 午前 0 9 時～1 2 時
月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日 午後 1 4 時～1 7 時

〔休診日〕 土曜日の午後、日曜祝祭日、年末年始(1 2 月 3 1 日～1 月 3 日)

II. 入院基本料に関する事項

◆療養病棟入院基本料 1 (2 0 対 1) 医療区分 8 割以上

当病棟では、1日に 9 人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8 時から夕方 1 6 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

夕方 1 6 時から深夜 0 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 4 人以内です。

深夜 0 時から朝 8 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 4 人以内です。

当病棟では、1日に 9 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8 時から夕方 1 6 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

夕方 1 6 時から深夜 0 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 5 4 人以内です。

深夜 0 時から朝 8 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 5 4 人以内です。

III. 「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

尚、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合も、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望

されない方は、会計の窓口にてその旨をお申し出ください。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

IV. 当院は、下記について九州厚生局長に届出を行っています。

1) 入院時食事療養(Ⅰ)及び特別管理の届出を行っており、管理栄養士によって、管理された食事を適時(夕食は午後 6 時以降)適温(保温食器等)で提供しています。

入院時食事療養とは

入院中の食事に関する費用については、食材料費相当を「負担額(1食単位、1日3回まで)」として負担。入院一日現在の年齢により、判定方法及び金額が異なりますので、70歳未満の方は【表1】、70歳以上の方は【表2】をご覧ください。尚、標準負担額は、高額療養費及び高額介護合算療養費の算定対象とはなりません。

【表1】 70歳未満の方の入院時食事療養標準負担額

区分		1食当たりの食費
住民税 課税世帯		550円
住民税非課税世帯に該当しない指定難病・小児慢性特定疾病の患者等（注1）		330円
住民税非課税世帯（注2）	入院日数が90日まで（注3）	270円
	入院日数が91日以降（注3、4）	220円

【表2】 70歳以上の方の入院時食事療養標準負担額

区分		1食当たりの食費
現役並み所得・一般		550円
低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当しない指定難病の患者等（注1）		330円
低所得Ⅱ（注2）	入院日数が90日まで（注3）	270円
	入院日数が91日以降（注3、4）	220円
低所得Ⅰ（注5）		130円

※ 注釈については下記の「入院時生活療養費とは」を参照してください。

入院時生活療養費とは

療養病床に入院する65歳以上の方は、介護保険との負担均衡を図るため、所得に応じて食事（食材料費＋調理コスト相当）と居住費（光熱水費相当）を標準負担額として負担します。入院月一日現在の年齢により、判定方法及び金額が異なりますので、65歳以上70歳未満の方は【表1】、70歳以上の方は【表2】をご覧ください。尚、標準負担額は、高額療養費及び高額介護合算療養費の算定対象とはなりません。

【表1】 65歳以上70歳未満の方の生活療養標準負担額（食費＋居住費）

区分		医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方		指定難病患者（注1）	
		食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）
住民税課税世帯		550円	430円	550円	430円	330円	0円
住民税非課税世帯（注2）	入院日数が90日まで（注3）	270円		270円		270円	
	入院日数が91日以降（注3、4）			220円		220円	
境界層非該当者		130円	0円	130円	0円	130円	

【表2】 70歳以上の方の生活療養標準負担額（食費＋居住費）

区分		医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方		指定難病患者（注1）	
		食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）
現役並み所得・一般		550円	430円	550円	430円	330円	0円
住民税非課税世帯（注2）	入院日数が90日まで（注3）	270円		270円			
	入院日数が91日以降（注3、4）			220円			
低所得者Ⅰ		160円				130円	
境界層非該当者		130円	0円		0円		

注1) 認定された疾病の治療に対する入院のみ対象となります。

注2) 世帯主及び国民健康保険加入者全員が住民税非課税である世帯に属する方の区分です。入院月が1月から7月の場合は前々年の収入から計算された住民税、8月から12月の場合は前年の収入から計算された住民税により区分判定が行われます。
尚、所得の確認が出来ない人が世帯にいる場合はこの区分なりません。

注3) 当該月を含めた過去12か月間で、70歳未満は「住民税非課税世帯」、70歳以上は「低所得Ⅱ」の判定を受けている期間の入院日数です。

注4) 転入などにより新たに被保険者になった方は、それまで加入していた医療保険加入期間も対象となります。

注5) 世帯主及び国民健康保険加入者全員が住民税非課税である世帯に属する方で、かつ、入院月が1月から7月までの場合は前々年の所得8月から12月の場合は、前年の所得がない（公的年金控除額を80万円として判定します。令和3年8月診療分以降について、給与所得を含む場合は給与所得の金額から10万円を控除して判定します。）世帯に属する方が対象の区分です。

2) 基本診療科の施設基準等に係る届出

- 療養病棟入院基本料（入院料Ⅰ）
- 療養病棟療養環境加算Ⅰ
- 入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）
- 看護補助・患者ケア体制充実加算Ⅰ
- 検体検査管理加算（Ⅰ）
- 診療録管理体制加算Ⅱ
- データ提出加算
- 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- 脳血管疾患リハビリテーション料Ⅱ
- 感染対策向上加算Ⅲ
- 感染対策向上加算Ⅲ（連携強化加算）
- 薬剤管理指導料
- 在宅療養支援病院（支援病院Ⅲ）
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 機能強化加算
- 認知症ケア加算（加算Ⅲ）
- 協力対象施設入所者入院加算
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 医療安全対策加算Ⅱ
- 医療安全対策地域連携加算Ⅱ
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注Ⅴ
- 入院ベースアップ評価料60
- 電子の診療情報連携体制整備加算Ⅱ
- 身体的拘束最小化推進体制加算
- ニコチン依存症管理料
- 心不全再入院予防継続管理料Ⅲ
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注Ⅱに規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注Ⅲに規定する遠隔モニタリング加算
- 継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- 酸素の購入単価

V.保険外併用療養費の「選定療養」について

当院では、保険外併用療養費制度の「選定療養」において差額ベッド代を徴収しておりません。
予約診察、時間外診察の特別料金は徴収しておりません。

VI.保険外負担に関して

1) 以下の項目について実費の負担をお願いしています。（税込）

● 病院発行診断書	2, 2 0 0 円
● 保険会社用診断書	3, 3 0 0 円
● 死亡診断書	3, 3 0 0 円
● おむつ証明書	1, 1 0 0 円
● 病衣貸与代(税込)	1 1 0 円(1日につき)
● T.V・扇風機等貸与代(税込)	1 1 0 円(1日につき)
● 理髪代(税込)	1,5 0 0 円(1回につき)
● ペーテル保湿ローション	1, 1 0 0 円

- 尚、衛生材料などの治療（看護）行為、及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収は法令に定められておりませんので、負担をお願いすることはありません。

第94号	令和6年6月1日
第45号	平成28年5月1日
第258号	令和1年6月1日
第94号	令和6年6月1日
第91号	令和2年6月1日
第84号	令和2年6月1日
第71号	令和3年1月1日
第207号	令和1年7月1日
第153号	令和4年4月1日
第6号	令和7年1月1日
第6号	令和7年1月1日
第145号	令和4年8月1日
第21号	令和4年8月1日
第288号	令和4年8月1日
第181号	令和4年11月1日
第62号	令和5年4月1日
第4号	令和7年12月1日
第49号	令和7年12月1日
第35号	令和7年12月1日
第74号	令和8年6月1日
第74号	令和8年6月1日
第524号	令和8年6月1日
第4号	令和8年6月1日
第153号	令和8年6月1日
第4号	令和8年6月1日
第303号	令和8年6月1日
第153号	令和8年6月1日
第107号	令和8年6月1日
第108号	令和8年6月1日
第50号	令和8年6月1日
第10435号	令和8年4月1日

● 紙パンツSサイズ	55円（一枚あたり）
● 紙パンツMサイズ	60円（一枚あたり）
● 紙パンツLサイズ	65円（一枚あたり）
● 紙パンツLLサイズ	70円（一枚あたり）
● 昼用パッド	20円（一枚あたり）
● 長時間パッド	40円（一枚あたり）
● 夜用パッド	50円（一枚あたり）
● 紙オムツSサイズ	60円（一枚あたり）
● 紙オムツMサイズ	65円（一枚あたり）
● 紙オムツLサイズ	70円（一枚あたり）